

## 八王子市物価高騰対応事業者支援金交付要綱

令和8年(2026年)4月30日

改正 令和8年(2026年)6月3日

### (目的)

第1条 この要綱は、八王子市(以下「市」という。)内に所在し、物価高騰の影響により厳しい経営環境にある事業者に対し、八王子市物価高騰対応事業者支援金(以下「支援金」という。)を交付することにより、市内事業者の安定した事業継続について支援することを目的とする。

### (適用)

第2条 この要綱は、補助金等の交付の手続等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「市内事業者」とは、次の各号に掲げる事業者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する法人(民法(明治29年法律第89号)第36条の規定により法務局で設立の登記をしているもの)であって、八王子市内で事業を営むもの
- (2) 中小企業基本法第2条に規定する個人であって、八王子市内で事業を営むもの
- (3) 下表に掲げる法人であって、八王子市内で事業を営むもの

名称	根拠法
一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)
一般社団法人	
医療法人	医療法(昭和23年法律第205号)
公益財団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)
公益社団法人	
社会福祉法人	社会福祉法(昭和26年法律第45号)
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)
労働者協同組合	労働者協同組合法(令和2年法律第78号)

### (支援金の交付対象者)

第4条 この要綱において支援金の交付の対象となる市内事業者は、次に掲げる全てに該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 暴力団その他の反社会的勢力及びそれらの構成員と関係がないこと。

- (3) 支援金の交付を受けた後も事業継続の意思があること。
- (4) 政治団体及び宗教法人、その他これに類する団体ではないこと。
- (5) 申請時点における直近の決算期において営業利益が赤字であること。または、当該決算期における営業利益率(売上高に対する営業利益の割合)が、当該決算期の直前の決算期と比較して増加していないこと。
- (6) 前号の要件に加え、直近2期の決算を比較した場合において、次のいずれの要件も満たすこと。
  - (ア) 経費の額が前年度比3%以上増加していること
  - (イ) 経費の増加額が10万円以上であること
- (7) 事業収入が主たる収入であること。個人事業主においては、申請者の総収入に占める事業収入の割合が、過半を占めていること。
- (8) 令和8年(2026年)1月1日時点から継続して八王子市内で事業を営んでいること。
- (9) 本支援金の申請日時点において、令和8年度に八王子市が実施する物価高騰対応を目的とした他の事業者支援の交付対象でないこと。
- (10) 八王子市外郭団体の運営指導に関する要綱第2条に規定する「外郭団体」に該当しないこと。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に関連する事業を営む者でないこと。

#### (支援金の使用目的)

第5条 支援金の交付を受けた者は、第1条の目的を達成するために、事業に係る経費の支払い等に使用すること。

#### (支援金の交付額)

第6条 支援金は、第4条の支援金の交付対象者に該当する場合、市の予算の範囲内において、一事業者につき、一律 10 万円を交付する。

#### (支援金の交付申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、八王子市物価高騰対応事業者支援金交付申請書(第1号様式)に、以下の各号に掲げる書類を添えて、令和8年(2026年)6月15日から令和8年(2026年)8月31日までに市長にオンラインまたは郵送の方法により提出しなければならない。なお、オンライン申請については、様式第1号(様式第1号別紙を除く)に定める事項の入力をもって当該様式の提出があったものとみなす。

- (1) 申請者が市内事業者であることを確認できる書類(申請者が法人にあっては履歴事項全部証明書若しくはその写し、個人にあっては確定申告書の写し等)
- (2) 第4条(5) から(7)のすべての要件を満たすことが確認できる、申請時点における直近2期分の決算関係書類で次に掲げるもの。
  - (ア) 法人の場合は、「法人税確定申告書の第一表」・「損益計算書」(ただし、損益計算書において減価償却費が確認できない場合は、販売費及び一般管理費の内訳注記、勘定

科目内訳書又はこれらに類する書類を提出すること)

(イ) 個人事業主の場合は、「所得税の確定申告書の第一表」・「収支内訳書」または「青色申告決算書」

ただし、八王子市物価高騰対応事業者支援金 対象経費算定シート(第1号様式別紙)において、税理士による確認がなされている場合は、前各号に掲げる書類のうち損益計算書、収支内訳書及び青色申告決算書の提出を省略することができる。また、青色申告決算書については、一般財団法人八王子青色申告会による確認がなされている場合においても、その提出を省略することができる。

(3) 支援金の振込口座が確認できる書類

(4) 宣誓書(第2号様式)

(5) その他市長が必要と認めるもの

(経費増加額の算定方法)

第8条 第4条第6号に規定する経費の額は、第7条第2号により提出された直近2期分の書類に基づき、次の各号に掲げる区分に応じて算定するものとする。

(1) 法人の場合

損益計算書に記載された「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」の合計額から、減価償却費を除いた額とする。

(2) 個人事業主の場合

青色申告決算書又は白色申告収支内訳書に記載された「経費」の合計額から、減価償却費を除いた額とする。

(支援金の交付決定)

第9条 市長は、第7条による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は支援金の交付を決定し、当該申請者へ八王子市物価高騰対応事業者支援金交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

2 前項の決定にあたり、予算を超える申請があった場合は、経営状況、経費の上昇率等を加味したスコアリングシステムにより点数化し、申請期間内に申請のあった事業者のうち、スコアの高い事業者から優先して交付を決定する。

(支援金の不交付決定)

第10条 市長は、第7条による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められない場合は支援金の不交付を決定し、当該申請者へ八王子市物価高騰対応事業者支援金不交付決定通知書(第4号様式)により通知する。なお、第9条第2項で示したスコアリングシステム方式により不交付とする場合も同様とする。

(交付決定の条件)

第11条 市長は、第9条に定める交付決定に際し、支援金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(支援金の交付)

第12条 市長は、第9条による交付決定をしたときは、当該申請者へ第6条に定める支援金を交付する。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回のみとする。

(支援金の交付決定の取消)

第13条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段等により支援金の交付決定を受けたときは、その交付決定を取り消し、すでに交付している支援金について、期限を定めて全額返還させることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年(2026年)6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年(2026年)6月3日から施行する。



八王子市物価高騰対応事業者支援金 対象経費算定シート

法人

※小数点以下は切捨てて算出

申請者	所在地	
	法人名(法人のみ)	
	役職名(法人のみ)	
	代表者名	

◆ 交付要件

(1) 直近の決算期における営業利益が赤字であること、または当該決算期における営業利益率が、直近の決算期と比較して増加していないこと（同率の場合を含む）こと。

	直近	前期	
売上高(円)			
営業利益(円)			判定
営業利益率(%)			

(2) 直近2期の決算を比較した場合において、次のいずれの要件も満たすこと。

- (ア) 経費の額が前年度比3%以上増加していること
- (イ) 経費の増加額が10万円以上であること

	直近	前期
販売費及び一般管理費(円)		
売上原価(円)		
合計		
減価償却費(円)		
経費(円)		

経費の増加率(%)	
経費の増加額(円)	

3%以上?  ア  
10万円以上?  イ

アとイの両方を満たすか

判定

以下は、「損益計算書」「収支内訳書」「青色決算書」の提出を省略し、税理士の確認にかえる場合にご記載ください。

以下の数値に相違がないことを確認しました。

- 直近の売上高
- 前期の売上高
- 直近の営業利益
- 前期の営業利益
- 直近の経費
- 前期の経費
- 直近の減価償却費
- 前期の減価償却費

令和8年 月 日

税理士事務所名

所在地（住所）

税理士氏名

税理士登録番号

印

《事務局使用欄》（申請者は記入しないでください）

交付額	
-----	--

円

八王子市物価高騰対応事業者支援金 対象経費算定シート

個人事業主

※小数点以下は切捨てて算出

申請者	所在地	
	氏名	

◆ 交付要件

(1) 直近の決算期における営業利益が赤字であること、または当該決算期における営業利益率が、直近の決算期と比較して増加していないこと（同率の場合を含む）こと。

	直近	前期	
売上高(円)			
営業利益(円)			判定
営業利益率(%)			

(2) 直近2期の決算を比較した場合において、次のいずれの要件も満たすこと。

(ア) 経費の額が前年度比3%以上増加していること

(イ) 経費の増加額が10万円以上であること

	直近	前期
経費合計		
減価償却費(円)		
経費(円)		

経費の増加率(%)	
経費の増加額(円)	

3%以上?  ア  
10万円以上?  イ

アとイの両方を満たすか

判定
----

以下は、「損益計算書」「収支内訳書」「青色決算書」の提出を省略し、税理士の確認にかえる場合にご記載ください。

以下の数値に相違がないことを確認しました。

- 直近の売上高
- 直近の営業利益
- 直近の経費
- 直近の減価償却費
- 前期の売上高
- 前期の営業利益
- 前期の経費
- 前期の減価償却費

令和8年 月 日

税理士事務所名

所在地（住所）

税理士氏名

税理士登録番号

印

《事務局使用欄》（申請者は記入しないでください）

交付額	
-----	--

円

## 八王子市物価高騰対応事業者支援金 対象経費算定シート

個人事業主

※小数点以下は切捨てて算出

申請者	所在地	
	氏名	

## ◆ 交付要件

(1) 直近の決算期における営業利益が赤字であること、または当該決算期における営業利益率が、直近の決算期と比較して増加していないこと（同率の場合を含む）こと。

	直近	前期	
売上高(円)			
営業利益(円)			判定
営業利益率(%)			

(2) 直近2期の決算を比較した場合において、次のいずれの要件も満たすこと。

(ア) 経費の額が前年度比3%以上増加していること

(イ) 経費の増加額が10万円以上であること

	直近	前期
経費合計		
減価償却費(円)		
経費(円)		

経費の増加率(%)	
経費の増加額(円)	

3%以上?  ア  
10万円以上?  イ

アとイの両方を満たすか

判定

以下は、「青色決算書」の提出を省略し、青色申告会の確認にかえる場合にご記載ください。

以下の数値に相違がないことを確認しました。

令和8年 月 日

- 直近の売上高
- 前期の売上高
- 直近の営業利益
- 前期の営業利益
- 直近の経費
- 前期の経費
- 直近の減価償却費
- 前期の減価償却費

青色申告会名 一般財団法人 八王子青色申告会  
所在地 東京都八王子市南町4-13 印

《事務局使用欄》（申請者は記入しないでください）

交付額	
-----	--

円

## 宣 誓 書

私は、八王子市物価高騰対応事業者支援金（以下「支援金」という。）の交付申請にあたり、下記の内容に宣誓します。

### 記

- 1 八王子市物価高騰対応事業者支援金交付要綱第3条に規定する「市内事業者」に該当します。
- 2 経営環境の改善を目指し、今後も八王子市内で事業を継続する意思があります。
- 3 支援金の申請に関し、全ての申請要件を満たし、それを証明する書類を提出しています。
- 4 八王子市から報告・立入検査及び必要と認める書類の提出の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 申請内容及び本宣誓に虚偽などの不正が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。
- 6 市税の滞納はありません。また、八王子市が本件に基づき市税の課税・納税状況を調査することに同意します。
- 7 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しません。
- 8 申請及び交付に関する情報が、本事業の適切な執行を含む正当な理由において、警察、税務署等の行政機関に提供される場合があることに同意します。

八王子市長 殿

令和 年 月 日

所在地 〒

署 名 法人名(法人のみ)

役職名(法人のみ)

代表者名